令 和　8 年 度

業 務 番 号　道調橋　第　5　号

橋梁履歴データ登録・作成　業務委託

特　記　仕　様　書

青森　市　長島外　地内

青森県　県土整備部　道路課

設 計 業 務

第 1 章　総　　則

第１条　共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第２条　委託業務日数又は履行期限

１．業務日数　　日

２．履行期限　　令和　9年　6月　30日

第３条　照　査　技　術　者

本業務については照査技術者を配置すること。

第４条　打ち合わせ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、3回とする。

なお、設計業務着手時及び設計業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第５条　設計業務計画

本業務における業務計画書は、第１回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第６条　資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

１．設計報告書及び工事報告書

２．その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

第７条　橋梁アセットマネジメントシステム（ＢＭＳｔａｒ）

作業はクラウド上で行うこと。なお、アセットマネジメントシステム及び操作説明書の著作権は鹿島建設（株）に帰属するものである。システムについては、本業務の実施のみに使用するものとし、また、以下の事項は禁止するものとする。

（１）第三者に本システムのＩＤやパスワードを譲渡すること。

（２）第三者に本使用権を譲渡し、又は、本使用権を担保等に供すること。

（３）有償又は無償を問わず第三者に本システムを貸与又は使用させること。

（４）本システムのアイデア、コンセプト、技術上の秘密を第三者に開示すること。

（５）本システムの複製、改変、拡張、変更又は翻案等すること。

（６）本システムにつき、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルすること。

（７）本システムに付された著作者の表示を廃棄又は消去等すること。

第８条　履　行　報　告

受注者は、契約書第１５条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第９条　「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第２章　業務内容

第1条　設計条件

設計条件は、下記のとおりとする。

各事務所に報告書を回収しに行き、必要な資料を収集した後、橋梁履歴データ作成・登録及び橋梁アセットマネジメントシステムデータ更新等を行うものである。作業にあたっては、操作説明書に基づき行うものとする。

１．設計報告書データ登録

ＢＭＳに設計内容等を入力し、設計書報告ファイルを「報告書関連」、「図面関連」、「対策写真」、「その他」等に分類し、プロジェクトデータベースに登録する。

２．工事報告書データ登録Ａ

ＢＭＳに工事の事業内容、補修内容、回復健全度等を入力し、工事報告書ファイルを「報告書関連」、「対策写真」、「その他」等に分類し、プロジェクトデータベースに登録する。

３．工事報告書データ登録Ｂ、小規模維持工事データ登録

ＢＭＳにＢグループ橋梁の補修工事や橋梁維持工事で行った小規模工事の内容を入力し、工事報告書ファイルを「報告書関連」、「図面関連」、「対策写真」、「その他」等に分類し、プロジェクトデータベースに登録する。

４．新設・架替橋梁報告書データ登録

ＢＭＳに新設・架替にかかる設計・工事報告書ファイルを「竣工データ（報告書等）」のプロジェクトデータベースに登録する。

５．点検データ登録

ＢＭＳに点検の日付や業者名を入力し、点検報告書ファイルを「報告書関連」、「図面関連」、「現況写真」、「対策写真」、「その他」等に分類し、プロジェクトデータベースに登録する。

※プロジェクトは定期点検等の他業務の支障とならないよう、令和９年５月中に完了させること。

第２条　　そ　の　他

－１）　完成検査の予定については、実施予定の前月１５日までに予定日を調査職員に報告のこと。

－２）　色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。

－３）　防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。

－４）　「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」（青森県リサイクル製品認定制度）第９条第１項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。

－５）　受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

－６）　本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

＜整備企画課 HP＞https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html

－７）　本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準

＜整備企画課HP＞https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html

－８）　主に現場の施設や設備に対する熱中症対策については、契約後、調査職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

設計業務等における熱中症対策に係る費用計上の方法

＜整備企画課HP＞https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html

－９）　受注者は、猛暑期間の現場作業を回避することにより履行期間の延期が必要となる場合には、調査職員と協議を行うことができる。また、猛暑時間における現場作業回避（早朝・夜間作業）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、調査職員の臨場について協議することができる。

工事等の猛暑期間における現場施工回避に係る実施要領

＜整備企画課 HP＞https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html

第３章　成　果　品

第１条　成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

１．　報告書

（１）電子媒体（CD-ROM）　１部

（２）紙媒体（簡易なファイルにとじたもの、図面含む）　１部

２．　その他

（１）現地調査写真集　　部(報告書電子媒体に含む)

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1)契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名　称	提出期日	部数	条　項
路政G	業　務　工　程　表	契約後14日以内	1	3条
路政G	管理技術者通知書	契約後遅滞なく	1	10条
調査職員	業務履行報告書	毎月1回、調査職員の指定日	1	15条
調査職員	完　成　届	業務を完了したとき	1	32条
調査職員	業務成果引渡書	引　渡　の　と　き	1	32条
調査職員	請　求　書	引　渡　の　と　き	1	33条

(2)契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名　称	提出期日	部数	条　項
路政G	照査技術者通知書	設計図書で定められている場合、契約後遅滞なく	1	11条
路政G	管理(照査)技術者変更通知書	変　更　の　都　度	1	10条･11条
調査職員	貸与品借用書	貸　与　時	1	16条
調査職員	貸与品返還書	返　還　時	1	16条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23条
調査職員	部分使用同意書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38条

(3)仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名　称	提出期日	部数	条　項
調査職員	業　務　計　画　書	契約締結後14日以内	1	1112条
調査職員	業　務　打　合　簿	そ　の　都　度	1	(契)2条 (仕)1110条他

(4)仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名　称	提出期日	部数	条　項
調査職員	担当技術者届	担当技術者を定めた場合	1	1109条
調査職員	担当技術者変更届	そ　の　都　度	1	1109条
調査職員	照　査　報　告　書	業　務　完　了　後	1	1108条
調査職員	身分証明書交付願	必　要　な　時	1	1116条
調査職員	事　故　報　告　書	事故が発生したとき	1	1132条
調査職員	新技術活用計画	NETIS登録技術の活用を希望するとき	1	1139条
調査職員	活用効果調査票	業　務　完　了　後	1	1139条
調査職員	生産性向上提案書	後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合	1	1209条